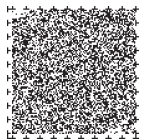
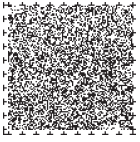


各論





第1章 共に生活できる地域社会をつくるために

第1節 相互理解の促進

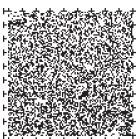
現状と課題

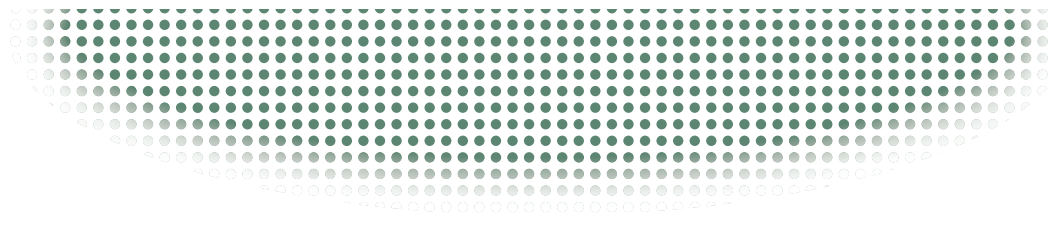
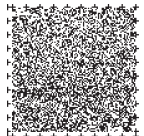
- ◆障害のある人に対する理解は、平成21年度に実施した宮城県障害者施策推進基礎調査（以下「基礎調査」という。）によると、障害のある人で「その理解が進んでいる」と感じている人の割合は全体の4%にとどまっています。
- ◆障害のある人で、障害に対する理解が「かなり進んできたが不十分」又は「全く進んでいない」との回答が、身体障害のある人で62%、知的障害のある人で57%、精神障害のある人で57%とおおよそ半数を占めており、まだ理解が不十分で社会的に不利な状況におかれていると感じています。
- ◆また、基礎調査によると、障害のある人で「障害者に対する周囲の人の理解を深めるための啓発」の充実を求めている人の割合は全体の2割強となっています。
- ◆このため、啓発・広報活動を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、体験や交流を通じた福祉学習の機会を設け、福祉への理解、関心を高めることが重要となっています。
- ◆特に子どもの発達段階に応じて、早い時期から障害のある人とふれあう機会を持つことで障害のある人の存在が決して特別なことではなく、ごく身近な地域で一緒に暮らしているということや、障害のある人に対する一方的な援助ではなく、お互いに助け合うことが社会において大切であることを理解することが重要です。
- ◆福祉の心を持つ人づくりに向けて、宮城県社会福祉協議会では、社会福祉施設等での交流・ボランティア体験やボランティア研修を実施し、福祉教育の推進に取り組んでいます。

施策の方向

①啓発・広報活動の推進

- ◆「障害者週間」（12月3日から12月9日まで）や「障害者雇用支援月間」（9月）などにおける啓発活動を推進します。
- ◆障害のある人とない人との心のふれあい、相互の理解促進をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」の募集を行い、優れた作品については表彰を行います。
- ◆県民の障害に対する理解を深めるため、ホームページなど様々な広報媒体を通じ広く情報を発信します。



- 
- 
- ◆知事への提案「明日のみやぎに一筆啓上！」やみやぎ出前講座などを通じて寄せられる県民からの意見を施策の展開に生かすとともに、県における障害福祉施策の理解を促進します。

②福祉教育・地域交流の促進

- ◆相互理解の促進を図るため、宮城県障害者福祉センターや県立社会福祉施設等においてキャップハンディ体験学習の開催やボランティアの養成を行います。
- ◆障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、ボランティア、地域住民が共に活動する機会の充実を図ります。
- ◆心身に障害のある子どもを保育所や放課後児童クラブで受け入れ、障害のない子どもと一緒に保育する統合保育を実施します。
- ◆障害に対する理解と認識を一層深めるため、「とっておきの音楽祭」に代表されるような、地域住民やボランティア等との交流を深めるイベントの開催を支援します。

③ボランティア活動の振興

- ◆とっておきの音楽祭や障害者スポーツ大会などのイベント等を開催・支援することにより、障害のある人とボランティア等様々な人たちが一緒に活動する機会をつくり、障害に対する理解や支え合う意識を広げていきます。
- ◆宮城県社会福祉協議会内の「みやぎボランティア総合センター」や市町村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの活動を支援するとともに、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）が有する情報収集・提供機能や相談・コーディネート機能を生かし、情報発信ツールである「みやぎNPO情報ネット」へのボランティア募集情報の掲載をはじめ、ボランティア活動の促進に資する事業に取り組みます。
- ◆様々なボランティア活動を相互に結び付け、調整を行い、さらには福祉活動そのものをリードするボランティア・コーディネーターを養成します。
- ◆ボランティア活動の場の提供や窓口、情報交換の場の整備に努めながら、その活動を支援・促進していきます。
- ◆手話・要約筆記・点訳・朗読などの情報提供に関するボランティアの育成を促進します。
- ◆住民が積極的にボランティア活動に参加できるように、障害者施設をはじめとした社会福祉施設における受入体制の整備を促進します。

第2節 コミュニケーション支援

現状と課題

- ◆障害のある人が地域で安心して生活し社会参加できるよう，日常生活に必要な情報の提供やコミュニケーション支援を充実する必要があります。また，障害のある人のコミュニケーション手段としてIT機器の重要性がますます高まっていることから，その利用促進に努め，障害のある人の一層の社会参加を促進します。
- ◆視覚障害，聴覚障害，音声・言語機能障害などのある人は，情報収集やコミュニケーションの確保が困難であり，それぞれの障害に応じた情報提供が必要です。さらに，盲ろう者など重複障害のある人への支援の充実が求められています。

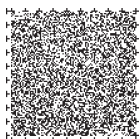
施策の方向

①コミュニケーション支援

- ◆パソコン講習会やボランティア派遣などにより，障害のある人のIT機器の利用を促進します。
- ◆障害のある人へのITの普及定着，就労に向けたIT研修や相談対応を総合的に推進するため，「みやぎ障害者ITサポートセンター」を運営します。
- ◆朗読ボランティア等による文書の代読，代筆サービスの実施を促進します。
- ◆市町村における手話通訳員の設置や手話通訳者，要約筆記者の派遣など，コミュニケーション事業のサービス内容の充実を促進します。
- ◆手話通訳者や要約筆記者等を養成するとともに，その資質向上を図ります。
- ◆盲ろう者のコミュニケーションを確保するため，指文字，触手話等により通訳を行う盲ろう者通訳・介助員の養成と資質の向上を図ります。

②障害に応じた情報の提供

- ◆県広報紙の点字版，音声版の作成などにより，県政の話題や施策に関する情報の提供をさらに推進します。
- ◆点訳・朗読奉仕員の養成や資質の向上を図るとともに，宮城県視覚障害者情報センターにおける点字図書や録音図書の貸出など，情報提供機能の充実を図ります。さらに，図書等を視覚で認識することに障害のある人のため，公共図書館と宮城県視覚障害者情報センターとの連携を促進します。
- ◆視覚障害のある人が使用する音声コードの普及を図ります。
- ◆それぞれの障害に対応した，わかりやすい情報提供に取り組みます。



第3節 地域における生活の場や活動の場の確保

1 地域における生活の場の確保

現状と課題

- ◆障害のある人の多くが住み慣れた地域で自立した生活を送りたいと願っています。障害のある人が地域での自立を考える時の最初の問題は生活の場です。グループホーム等の制度がありますが、その数は不十分です。
- ◆また、在宅で生活している障害のある人の場合でも現在の住まいについて不便を感じている人も多く、それぞれの障害特性に配慮した生活の場を整備・支援する必要があります。

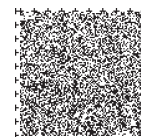
施策の方向

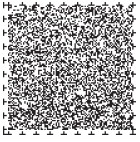
①グループホーム・ケアホーム等の整備の促進

- ◆障害のある人が住み慣れた地域で暮らしていくためのグループホームやケアホームの整備を進めます。
- ◆あわせて、市町村又は社会福祉法人が行うグループホームやケアホームの整備に対して支援を行い、また、グループホームやケアホームの開設に必要な備品購入に対しての支援も行います。
- ◆市町村営住宅のグループホームやケアホームへの活用を促進します。
- ◆県内のグループホーム・ケアホームが提供するサービス水準の向上を図るため、グループホーム・ケアホーム運営ガイドラインを作成し、その普及を進めます。

②住まいの環境の整備

- ◆介護研修センター等での住宅改修相談の充実、さらには介護負担の軽減と障害のある人の自立を支援するための介護機器・介護用品の普及促進、バリアフリー住宅の整備など、在宅ケアを容易にする住まいの環境の整備を推進します。





2 活動の場の確保

現状と課題

- ◆障害のある人が充実した地域生活を送るためには、様々な活動の場や学習の機会を確保し、その充実を図る必要があります。
- ◆生活介護事業所や就労支援事業所のような通所施設の数はい年々増加しているものの、障害のある人が地域での生活を進めるためには、偏在のないよう、各地域に整備される必要があります。
- ◆また、障害のある子どもの親は、子どもを養育するために、働きたくても働けない状況にあります。小・中学校からの帰宅後や夏休みなどの過ごし方への支援について検討するとともに、学童保育など関係機関と協議を進めていく必要があります。

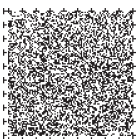
施策の方向

①日中活動の場の確保

- ◆一般就労が困難な障害のある人に対する就労促進のために、地域の身近な場所に就労支援事業所の整備を引き続き推進します。また、小規模作業所の円滑な新体系サービスへの移行を支援します。
- ◆在宅の障害のある人の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他身体機能又は生活能力の向上のため、生活介護事業の推進を図ります。
- ◆障害のある人が身近な地域で生活訓練などができるよう生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設を活用した活動の場の確保を図ります。
- ◆地域活動支援センター等に通所して活動ができる状態まで回復しておらず、自宅に閉じこもりがちな精神障害のある人に対して設置するコミュニティサロン（集いの場）の運営を支援し、自宅から外出する機会を増やすとともに、同じ障害のある人との交流等を通じて再発の予防や社会復帰の促進を図ります。
- ◆市町村などにおける障害児保育事業の充実や放課後児童健全育成事業における障害のある子どもの受入れの促進などを働きかけていきます。

②多様な学習機会の提供

- ◆各団体が実施する各種のスポーツ・レクリエーション事業を支援するとともに、趣味の教室などの文化活動を推進します。
- ◆宮城県図書館においては、障害のある人等に配慮した各種設備や機能の充実を図るとともに、生涯学習に関する情報提供や普及啓発を行います。
- ◆障害のある人が地域で学習したり、気軽に利用できる社会教育施設の整備に努め、障害のある人が参加しやすい体制づくりに努めます。



第4節 バリアフリーのまちづくりの推進

1 バリアフリーのまちづくりの総合的推進

現状と課題

- ◆本県では平成8年7月に「だれもが住みやすい福祉のまちづくり条例」を制定しましたが、基礎調査によると障害のある人の中には道路の段差や駅の階段が多く、安心して利用できる交通機関が少ないなど、外出時に不安を感じる人が多くいます。
- ◆障害のある人をはじめとする、すべての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に向け、今後、より一層条例の理念の普及・円滑な施行と支援体制の確立を図る必要があります。
- ◆さらに、今後新築される病院などの公益的施設はもちろんのこと、既存の公益的施設についてもバリアフリー化が求められています。
- ◆また、だれもが住みよい社会を目指す観点から、障害のある、なしにかかわらず、だれもが使いやすい共用性にも配慮する、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の視点が求められています。

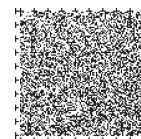
施策の方向

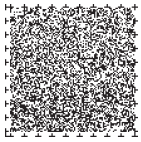
①バリアフリーのまちづくりの総合的推進

- ◆障害のある人が利用しやすい施設の情報提供や、バリアフリーのまちづくりへの理解を深めるための普及啓発を図ります。
- ◆ユニバーサルデザインによる製品の普及や環境の整備が進められるよう様々な機会を捉え、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めます。
- ◆ものづくり、まちづくり、観光などの施策の推進に当たって、ユニバーサルデザインの考え方を基本とします。県が施設や道路などを整備する際に、利用する立場から障害のある人などの声を充分反映させる仕組みづくりを推進します。

②公益的施設等の整備

- ◆だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、県や市町村の設置する施設のバリアフリー化はもとより、公益的施設のバリアフリー化を促進します。
- ◆だれもが住みよいまちづくりのために、建物だけでなく、周辺の道路や河川公園・都市公園などの整備についても、障害のある人が利用しやすい環境づくりに配慮します。
- ◆観光地のバリアフリー化を促進し、障害のある人が快適に旅行を楽しめるような観光地を目指します。
- ◆県内の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレを整備します。





2 交通・移動手段対策の充実

現状と課題

- ◆障害のある人が外出する際に、安心して利用できる交通機関が少ないとか、道路の段差や階段が多く、歩行の安全が確保されていないと感じている人が多くいます。
- ◆このため、障害のある人等が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるように歩行空間や交通施設、公共交通機関のバリアフリー化と歩行環境の改善を図る必要があります。
- ◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」に基づき、障害のある人が円滑に移動できるようにするなど、積極的に社会参加できる環境整備が促進されています。
- ◆しかし、生活に身近な駅等のバリアフリー化や低床バスの導入等についてはまだ十分ではありません。
- ◆通学路や公共・公益施設周辺及び事故多発地点など優先度の高い箇所から重点的に歩道整備を進めていますが、まだ整備が不十分な区間も存在します。

施策の方向

①公共交通機関等の整備

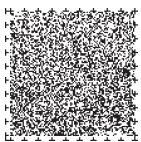
- ◆障害のある人の円滑な移動を確保するため、鉄道駅舎等におけるエレベーターの整備や低床バスの導入を支援します。
- ◆県のホームページに掲載した「バリアフリー情報マップ」において、交通施設などのバリアフリー情報を引き続き提供していきます。

②道路交通環境の整備

- ◆歩道の整備やわかりやすい道路標識の整備、音響誘導による視覚障害者用信号機や横断時間を延長する弱者感应信号機の設置、整備等を推進します。
- ◆社会福祉施設の周辺道路及びアクセス道路等の整備、歩道の整備、道路の緑化等を行います。

③移動手段の確保

- ◆重度の視覚障害のある人や脳性まひ者等の全身性障害のある人等が外出や旅行をする際に付添いを行うガイドヘルパー（移動介護従業者）の計画的な養成を行います。
- ◆県内の自動車学校に、訓練用の改造車両を配置することで、身体障害のある人の自動車運転免許の取得の支援を行います。
- ◆重度の障害のある人が安心して生活するために必要な補助犬を貸与するとともに補助犬に対する県民の理解を促進します。
- ◆福祉有償運送の理解と普及、さらには行政や関係団体等が協働しながら、移動制約者の社会参加と家族等の介護負担の軽減を図り、よりよい地域生活を送ることができる環境づくりを推進します。



第5節 権利擁護のための施策の充実

現状と課題

- ◆人権侵害が起きる背景には、高齢者や障害のある人に対する差別意識が存在していることが多く、そうした意識を変えていくことが、大きな課題となっています。
- ◆在宅、又は施設におけるサービス提供において、身体拘束やプライバシーの侵害があっても、サービスを利用する側からは様々な不満や意見を表明しにくかったり不適切なサービスを受けているという認識ができないなどの問題が指摘されています。
- ◆知的障害のある人など判断能力が十分でない人たちは、自らの意思を正確に表現したり、自ら行動を起こすことが困難です。そのため周りの人たちから、意図的あるいは無意識の人権・権利の侵害を受けやすい状況にあります。
- ◆利用者は障害福祉サービスを契約に基づき選択していますが、その際、利用者保護の観点からサービスに関する必要な情報提供が十分になされることや、苦情解決のための体制整備が重要となっています。
- ◆さらに、知的障害のある人や精神障害のある人の親には、自分なき後、誰が自分に代わって財産管理を行うのか、権利侵害から守ってくれるのかなど、深刻な不安があります。

施策の方向

①権利擁護の推進

- ◆障害者相談支援従事者研修などの各種研修において、障害のある人に対する虐待の防止について取り上げ、その意識啓発に努めます。
- ◆知的障害のある人など判断能力が不十分な人たちの権利を擁護するため、宮城県社会福祉協議会内に設置された「みやぎ地域福祉サポートセンター（通称:まもり一ぶ）」を支援し、市町村社会福祉協議会とも協力しながら、日常的な金銭管理や財産管理、福祉サービスの利用援助等を行います。また、成年後見制度の利用が促進されるよう、普及啓発に努めます。
- ◆知的障害のある人や精神障害のある人等に、法律問題に関する専門相談窓口を紹介します。
- ◆事業者の自己評価に加えて、第三者評価を導入して利用者の客観的な判断材料を提供するとともに、事業運営における問題点を客観的に把握し、サービスの質の向上に取り組めるようにすることが必要です。このため、県の第三者評価制度である宮城県福祉サービス第三者評価制度の普及啓発を図り、評価を受ける事業者の拡大を促進します。
- ◆精神科病院や社会福祉施設において、障害のある人等の金銭管理や人権に配慮した支援手続きが適正に行われ人権が侵害されることのないよう、実地指導等の充実に努めます。